

2026年6月15日

株式併合に係る事後開示書面

(会社法第182条の6第1項及び会社法施行規則第33条の10に定める書面)

東京都文京区本郷二丁目38番18号
株式会社カインス
代表取締役 長津 行宏

当社は、2026年6月15日を効力発生日として、当社株式の株式併合（以下「本株式併合」といいます。）を行いました。
本株式併合に関する会社法第182条の6第1項及び会社法施行規則第33条の10に基づく事後開示事項は次のとおりです。

1. 本株式併合が効力を生じた日（会社法施行規則第33条の10第1号）

2026年6月15日

2. 会社法第182条の3の規定による請求に係る手続の経過（会社法施行規則第33条の10第2号）

会社法第182条の3の規定に基づく株主からの株式の併合の差止請求はありませんでした。

3. 会社法第182条の4の規定による手続の経過（会社法施行規則第33条の10第3号）

当社は、2026年5月25日付で、本株式併合に関する会社法第180条第2項各号に掲げる事項を電子公告の方法により公告しましたところ、会社法第182条の4第1項の規定を根拠として、1名の株主から計100株につき株式買取請求（法令上の要件を満たしていないと考えられるものを含みます。）がなされました。

4. 本株式併合が効力を生じた時における発行済株式の総数（会社法施行規則第33条の10第4号）

効力発生日における発行済株式の数 18株

5. 前各号に掲げるもののほか、本株式併合に関する重要な事項（会社法施行規則第33条の10第5号）

- 当社は、会社法第180条第2項の規定により、臨時株主総会における決議に基づき、株式併合を実施いたしました。
- 当社株式は、2026年6月11日付で、株式会社東京証券取引所のスタンダード市場において上場廃止になりました。

以上